

平成 18 年度 (平成 17 年分)

市県民税 申告のしおり

- 所得税の主な改正点
 - 1 公的年金等控除額の 65 歳以上の人への上乘せ部分を廃止
 - 2 65 歳以上の老年者控除の廃止 (65 歳以上の人への、所得税、市県民税課税対象者が増えます)
 - 3 社会保険料控除 (国民年金保険料など) 証明書の添付または提示の義務づけ (必ず証明書をもちください)

申告期間

2月16日(木) ~
3月15日(水)
(土曜・日曜を除く)

問い合わせ先 税務課市民税係
七城・旭志・泗水の
各総合支所税務係

22 ページに「申告受付会場」
の一覧表を掲載しています

申告をしなければ ならない人

所得税(国税)の申告とともに、市県民税(住民税)の申告をしていただく時期になりました。所得税の申告が必要ない人でも、住民税の申告はしていただくこととなりますので、申告期間内にもれなく申告してください。

申告は、市県民税や国民健康保険税の算出基礎になるもので、未申告の場合、国民健康保険税の軽減措置の適用が受けられなかったり、各種証明書(所得証明書など)の発行ができない場合があります。

平成 18 年 1 月 1 日現在、菊池市に住んでいた人で前年中に次の所得があった人は、申告が必要で、

- 給与所得者で次に該当する人
 - ・ 中途退職した人や就職した人
 - ・ 給与所得の他に、家賃や小作料、農業所得、雑所得などの所得があった人
 - ・ 雑損控除、医療費控除などを受ける人
- 菊池市に給与支払報告書が提出されていない人(提出の有無は勤務先にお尋ねください)

申告をしなくても よい人

- ・ 2 力以上から給与の支払いを受けた人
 - 営業、農業、その他事業、不動産、配当などの所得があった人
 - 大工、左官などの賃金、内職の手間賃などの所得があった人
- 年金や恩給などを受けた人

所得のなかった人も必ず申告してください

前年中に病気や失業などで所得のなかった人、援助、遺族年金、障害年金などを受けていた人で、国民健康保険に加入している人も申告が必要です。

○ 勤務先から給与支払報告書が菊池市に提出され、他に所得のない人

○ 税務署に所得税の確定申告をする人

○ 税務署から通知があった人は、税務署で申告をしてください。

○ 65 歳以上(昭和 16 年 1 月 1 日以前に生まれた人)の国民年金などの公的年金のみの受給者で、かつ、その支給額が 148 万円以下の人。

ただし、営業・農業・不動産(小作料含む)その他の所得のある人は除きます。

農業所得 の申告

農業所得については、農業標準の廃止に伴い、収支計算による申告相談となりますので、「収支内訳書」に記入して申告受付時に必ずお持ちください。

なお、収支内訳書などは該当者の人へ郵送しています。税務署から確定申告書の送付があった人は、同封されている収支内訳書を使用してください。

また、販売(出荷)伝票や必要経費の領収書などを確認しますので、項目毎に整理してお越してください。ご協力をお願いします。



申告に必要なもの

- 改正により、特に 65 歳以上の人について所得税、市県民税の支払いが発生する人が増えます。所得額から差し引く(控除する)ものがあれば、必ず証明書などをお持ちください。
- 印かん(認印)
 - 収入(所得)を証明できる資料
 - ・ 源泉徴収票(公的年金含む)、支払い証明書
 - ・ 土地などの譲渡所得のあった人は、契約書、収用証明書など
 - ・ 農業所得や事業所得、不動産所得のある人は、収支明細書、帳簿類
 - 農業所得については、農協や青果市場などからの収入証明書(出荷証明書)、営農通帳、カントリー利用料・乾燥委託料・もみすり賃・土地改良費・水利費・農業用トラックの任意保険料等各種領収書
 - 各種領収書または証明書
 - 医療費、生命保険料、損害保険料、社会保険料(国民健康保険税や国民年金)、障害者手帳、介護被保険者証など
 - 所得税の還付を受ける人、口座振替による納税を希望する人は、通帳と通帳届出印かん

確定申告をすれば税金が戻る人

- 源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納めすぎになっている人は、還付を受けるための申告(還付申告)をすることができます。
- 所得が公的年金などにかかる雑所得のみの人
 - 給与所得者で雑損控除や医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除、政党等寄付金特別控除などを受けることができる人
 - 平成 17 年の途中で退職した後就職しなかった人で、年末調整を受けなかった人
 - 退職所得がある人で、その所得を含めて申告することによって源泉徴収された所得税から定率減税を受けることができる人
- など



かふかふ 老年者控除廃止にともなう寡婦・寡夫の申告について

これまで寡婦・寡夫控除は、老年者控除と重複して適用することはできませんでしたが、今回の老年者控除が廃止されたことにより 65 歳以上の人についても適用ができることとなります。

寡婦・寡夫に該当する人は、申告の際にお忘れなく申し出てください。

65 歳未満の人についても、これまでどおり該当者の人に適用されますので、寡婦・寡夫控除の申告をしてください。

● 寡婦とは

- ・ 夫と死別・離婚した後再婚していない人や、夫が生死不明などの人で、扶養親族や平成 17 年中分の総所得金額などが 38 万円以下の生計を一にする子(他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされて

いる人を除く)のある人。

- ・ 夫と死別した後再婚していない人や、夫が生死不明などの人で、平成 17 年中分の合計所得金額が 500 万円以下の人。

● 寡夫とは

平成 17 年分の合計所得金額が 500 万円以下の人のうち、妻と死別・離婚した後再婚していない人や、妻が生死不明などの人で、平成 17 年分の総所得金額等が 38 万円以下の生計を一にする子(他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている人を除く)のある人。

次のページに「申告受付会場」
の一覧表を掲載しています